

事 務 連 絡
平成18年 8 月 2 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産はとむぎ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年8月4日付け食安輸発第0804004号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産はとむぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品
中国産はとむぎ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：はとむぎ
2. 生産国：中国
3. 検査結果：メタミドホス 0.30ppm（基準：0.01ppm）
4. 検 疫 所：広島検疫所（届出受付番号：第81000560590号1欄）
5. 輸 入 者：第一貿易株式会社